

院内感染対策指針

当院は、患者様及び職員に良質で安全な医療環境を提供するために、下記を実施しています。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

医療関連感染の防止に留意し、感染等異常発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため院内感染対策マニュアルの遵守を徹底し、院内感染対策に邁進する。

2. 院内感染対策のための組織

当院は、院内感染対策に関する審議機関として、病院長及び看護部長を始め、各部門の長で構成する院内感染対策委員会を設置し、毎月1回の委員会を開催し院内感染防止対策を行う。院内感染に関する実践的活動を行うために、感染制御チーム委員会による環境ラウンドを毎週実施し、感染対策に邁進する。

3. 院内感染対策に関する職員研修に関する基本方針

職員の感染対策に対する意識向上を図るため、院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について全職員に周知徹底を図ることを目的に研修を実施する。

感染対策に関する研修を新入職者に1回、全職員に年2回、必要に応じて個別、部署別に開催する。院内研修の参加人数、研修内容については記録に残す。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

耐性菌、市中感染症等の院内感染拡大を防止するため感染症の発生状況を院内感染委員会で報告する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生時は院内感染の発生した部署の責任者が、病院長、院内感染対策委員長に報告する。院内感染委員会は、当該部署と協力して速やかな対策を講じると共に情報を提供し感染拡大制御に努める。届出義務のある感染症が発生した場合には、感染症法に準じて行政機関へ報告する。また当院は結核患者を受け入れており、感染の疑いが強い場合外来は、一般の患者様とは別に感染症の診療に係る専用室を設置、入院の場合は、陰圧ヘパフィルターを設置した個室を完備し万全の体制で診療を行い院内感染の防止に取り組む。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

病院の院内感染対策に関する考え方を周知するために、本指針はインターネットを通じて全職員が閲覧できる。

7. その他院内感染対策推進の為に必要な基本方針

他院内感染対策推進の為に、院内感染対策マニュアルを作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルは最新の知見に対応するように定期的に改訂を行い新しい情報を提供する。

(附則)

施行日 平成19年9月1日
改訂日 平成30年12月1日
改訂日 令和5年1月26日